○法務省告示第五百二十八号

山形県酒田市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年十二月二十五日

法務大臣　滝　実

山形県酒田市大字広野字上中村二百二十一番地

菅原　貢

○外務省告示第三百八十三号

日本国政府は、平成二十四年四月二十五日にロンドンで作成された「食糧援助規約」の受諾書を平成二十四年七月二十四日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同規約は、その第十五条1の規定に従い、平成二十五年一月一日に効力を生ずる。

なお、同規約の締約国は、平成二十四年十一月二十八日現在次のとおりである。

カナダ、デンマーク王国、日本国、スイス連邦、アメリカ合衆国、欧州連合

平成二十四年十二月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

（訳文）

食糧援助規約

前文

この規約の締約国は、

世界の食糧安全保障に貢献し、及び食糧に係る緊急事態その他の場合における開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善するという千九百九十九年の食糧援助規約の依然として有効な目的を引き続き追求することを確認し、

国際的な協力及び調整、特に締約国と利害関係者との間の協力及び調整を強化することにより、特に緊急事態において、最も弱い人々についてその生命を保護し、その苦痛を軽減するための食糧援助の効果、効率性及び質を改善することを希望し、

弱い人々に特有の食糧上及び栄養上のニーズがあることを認識し、

国が自国の食糧安全保障についての第一義的な責任を有すること、したがって、二千四年十一月に国際連合食糧農業機関の理事会で採択された国の食糧安全保障の文脈における十分な食糧に対する権利の漸進的な実現を支援するための国際連合食糧農業機関の任意の指針に定める十分な食糧に対する権利の漸進的な実現について、国が第一義的な責任を有することを確認し、

食糧安全保障が確保されていない国の政府が、長期の措置を通じて食糧安全保障が確保されていないことの根本的な原因に対処し、かつ、救援、復興及び開発に関する活動の間の適切な連携を確保するための自国の戦略を作成し、及び実施することを奨励し、

国際人道法並びに人道、公平性、中立性及び独立性という基本的な人道上の原則に言及し、

二千三年六月十七日にストックホルムにおいて承認された人道上の援助を行うための諸原則及び適切な慣行に言及し、

締約国が緊急事態及び緊急でない事態における食糧援助の供与についてそれぞれの政策を有していることを認識し、

千九百九十六年にローマにおいて採択された世界食糧サミットの行動計画及び二千九年の世界食糧安全保障サミットの宣言に掲げる持続可能な世界の食糧安全保障に関するローマ五原則、特に、全ての国における食糧安全保障を達成する旨の約束並びに国際連合のミレニアム宣言において国際連合総会が再確認した貧困の軽減及び飢餓の撲滅のために引き続き努力する旨の約束を考慮し、

援助を行う国及び受益国が二千五年に採択された援助の効果に関する経済協力開発機構のパリ宣言の諸原則を適用することによって開発援助の効果を改善することを約束したことを考慮し、

世界貿易機関の下での義務、特に食糧援助に関する世界貿易機関の規律に従って行動することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

この規約は、次のことにより、最も弱い人々の生命を救い、飢餓を軽減し、食糧安全保障を改善し、及び栄養状態を改善することを目的とする。

(a)　十分な、安全な、かつ、栄養のある食糧の入手及び消費を促進する食糧援助を供与するという締約国の約束により、最も弱い人々の食糧上及び栄養上のニーズに対処すること。

(b)　最も弱い人々に供与される食糧援助が、適当な、時宜を得た、効果的な、かつ、効率的なものであり、並びにニーズ及び共有された原則に基づくものであることを確保すること。

(c)　ニーズに対応するための締約国の資源の利用の効果、効率性及び整合性を改善するため、情報の共有、協力及び調整を円滑にすること並びに協議の場を提供すること。

第二条　食糧援助の原則

締約国は、最も弱い人々に対する食糧援助の供与及び引渡しに当たり、常に次の原則を尊重すべきである。

(a)　食糧援助の一般原則

(i)　食糧援助が最も弱い人々の食糧上又は栄養上のニーズに対処する最も効果的かつ適当な手段である場合にのみ食糧援助を供与する。

(ii)　受益国の復興及び開発に係る長期的な目標を考慮し、適当な場合には食糧安全保障を達成するという一層広範な目的を支持しつつ、食糧援助を供与する。

(iii)　弱い人々及び地域社会の生計を保護し、並びに自立性及び強靱性を高める方法で、並びに食糧安全保障の危機を回避し、そのような危機に備え、そのような危機を軽減し、及びそのような危機に対応する方法で食糧援助を供与する。

(iv)　依存を回避し、対象者その他の者に対する直接及び間接の悪影響を最小限にするような方法で食糧援助を供与する。

(v)　現地における生産、市況、市場取引の仕組み及び商業上の取引又は弱い人々にとって欠くことのできない物品の価格に不利な影響を及ぼさない方法で食糧援助を供与する。

(vi)　可能な限り、完全に贈与の形態で食糧援助を供与する。

(b)　食糧援助の効果に関する原則

(i)　弱い人々のための食糧援助に費やすことができる額を増加させ、かつ、効率性を促進するため、関連費用を可能な限り最小限にとどめる。

(ii)　食糧援助の計画の効果及び効率性並びに食糧援助と関連する政策分野及び政策上の手段との整合性を改善するため、積極的に協力し、調整し、及び情報を共有することに努める。

(iii)　可能かつ適当な場合には、食糧及び食糧援助に用いる他の産品の買入れは、現地で又は受益国が属する地域において行う。

(iv)　可能な限り、かつ、ニーズに基づき、現金によるアンタイドの食糧援助の供与を増加させる。

(v)　援助食糧の現金化は、特定のニーズがある場合に限り、弱い人々の食糧安全保障を改善するために行う。透明性がありかつ客観的な市場分析に基づいて現金化を行い、商業取引に代替することを回避する。

(vi)　食糧援助が締約国の市場の発展の目的を促進するために利用されないことを確保する。

(vii)　緊急事態を回避し、又は緊急事態に対応する場合を除くほか、可能な最大限度まで援助食糧の再輸出を回避する。商業取引に代替することを回避するような方法でのみ援助食糧の再輸出を行う。

(viii)　適当な場合には、関係当局又は関係する利害関係者が食糧援助活動の組織化、調整及び実施についての第一義的な役割及び責任を有することを認める。

(c)　食糧援助の供与に関する原則

(i)　最も弱い人々の食糧上及び栄養上のニーズに応じて食糧援助の対象を特定する。

(ii)　対象者及び適当な場合には他の関係する利害関係者を当該対象者のニーズの評価並びに食糧援助の企画、実施、監視及び評価に関与させる。

(iii)　関連する安全上及び品質上の基準を満たし、かつ、現地の文化的な食習慣及び対象者の栄養上のニーズを尊重する食糧援助を供与する。

(iv)　食糧援助の対象者の尊厳を擁護する。

(d)　食糧援助に関する説明責任の原則

(i)　食糧援助の政策、計画及び実施に関する説明責任及び透明性を強化するため、具体的かつ適当な措置をとる。

(ii)　最良の慣行を更に発展させ、かつ、その効果を最大限にするため、定期的に、かつ、透明性に基づいて、食糧援助活動の結果及び影響について監視し、評価し、及び情報を提供する。

第三条　世界貿易機関の協定との関係

この規約のいかなる規定も、世界貿易機関の下で既に課されている義務又は将来課されるであろう義務であって締約国間で適用されるものを免れさせるものではない。当該義務とこの規約とが抵触する場合には、当該義務が優先する。この規約のいかなる規定も、締約国が世界貿易機関における交渉でとる立場に影響を及ぼすものではない。